

熊本市公的オンブズマン条例検討委員会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市自治基本条例第23条の規定による公的オンブズマンの設置に係る熊本市公的オンブズマン条例（以下「条例」という。）について検討するための熊本市公的オンブズマン条例検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議の運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、条例に規定すべき項目、内容等について検討を行う。

(構成)

第3条 検討委員会は、委員5人以内で構成する。

- | | |
|-----------|----|
| (1) 学識経験者 | 2人 |
| (2) 弁護士 | 1人 |
| (3) 公募委員 | 1人 |
| (4) 市職員 | 1人 |

(職務)

第4条 検討委員会に委員長及び副委員長をそれぞれ1人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠席するときは、その職務を代理する。

(任期)

第5条 委員の任期は、検討委員会が設置された日から条例が議会に提出される日までとする。

(委員謝礼)

第6条 委員のうち、学識経験者及び弁護士、公募市民の謝礼の額については、検討委員会出席1日につき、日額10,000円とする。

(会議)

第7条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(意見の聴取)

第8条 検討委員会は、会議において必要があると認めた場合は、委員以外の者から意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 会議は公開する。ただし、委員長又は委員の発議により、出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、非公開で会議を開くことができる。

(庶務)

第10条 検討委員会の庶務は、企画財政局企画情報部広聴課において行う。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が検討委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月28日から施行する。